

仕様書

1 事業の名称

2018年度九州ブランド向上施策事業（以下、本事業）

2 事業委託期間

事業委託締結の日から2019年2月28日（木）まで

3 事業の目的

2017年日本政策投資銀行における認知度調査によると、九州に対する日本の観光地認知度は、29%と極めて低い状況となっている。一般社団法人九州観光推進機構（以下、当機構）では、これまで九州観光ブランドイメージ戦略として、ブランドロゴ（ONSEN ISLAND KYUSHU）を制定し、海外向けプロモーションを展開してきたが、認知度向上に向けた施策の強化が必要である。本事業では、九州ブランドイメージの更なる向上を目的に、九州ブランドイメージに対する行動の統一化、表示の統一化に取り組む。具体的には、ブランドコンセプト※1、ブランドステートメント※2を明文化し、ブランドマネジメントブックを作成するとともに、海外向けに九州観光プロモーション動画を制作、その情報発信を行い、ブランド戦略を計画的、効果的に進め認知度向上を図る。

※1 九州ブランドが持つ価値を集約した世界旅行者への約束ごと。

※2 九州ブランドの目指す姿を一つの世界観として明文化したもので、九州ブランドのより深い理解をサポートする位置づけ。

又、九州ブランドとは何か迷ったときに必ず立ち戻って欲しい軸となるものを指す。

4 委託概要

（1）ブランドイメージ制作の取り組み

ブランドイメージ※3の制作は、以下の項目を踏まえて行うものとする。

<前提条件>

九州ブランドロゴ（ONSEN ISLAND KYUSHU）の活用を前提とすること。

①企画検討会の開催

受託者は、ブランドイメージに関する企画提案資料をもとに当機構参加者と企画検討会を開催し、ブランドコンセプト、ブランドステートメント、九州の強み等の詳細設計に関する検討を行うこと。

②ブランドコンセプト、ブランドステートメントの決定

①において設計した企画案を参考に、複数の案を取り纏め、当機構関係者と協議のうえ、ブランドコンセプトとブランドステートメント、九州の強み等を決定すること。

・コピーライターなど専門家に依頼をする際の謝礼金や商標登録調査等の経費は委託料に含めること。

・決定したブランドコンセプト、ブランドステートメントに関する一切の権利は、当機構に帰属するものとする。

※3 九州ブランドロゴ（変更不可）を軸とし、ブランドロゴ、ブランドコンセプト、ブランドステートメント、九州の強みを明文化したもので表されるイメージの総称を指す。

（２）ブランドマネジメントブックの制作【インナープロモーション】

・当機構職員、又観光関係者が九州ブランドの考え方を十分に理解し、行動や表示の統一に繋がることを目的としたブランドマネジメントブックの制作を行う。

ア) 一般的なブランド、ブランディングの目的、その必要性を明確にするとともに、強いブランドを作り上げていくための考え方を折り込むこと。

イ) 九州ブランドのロゴ、コンセプト、ステートメント、強みにおける考え方を明示すること。

ウ) イ) に関連した展開方法や使用方法などの細かなルールをブランドマネジメントブックに落とし込むこと。

エ) その他、必要事項については、当機構と協議のうえ、確定させること。

（３）九州観光プロモーション動画の制作と情報発信【アウトプロモーション】

・九州ブランドロゴ、コンセプト、ステートメントを体現し、九州の魅力を伝える動画制作を行う。制作にあたっては、事前に案を提出し、了承を得ることとする。また、以下の点に留意すること。

① 動画制作について

ア) 本事業に応じた最適なテーマを提案し、当機構と協議のうえ制作方針を決定すること。

イ) 制作する動画は、九州に対する関心の有無にかかわらず、感覚的に見入ってしまうことが期待される動画、視聴後に九州を訪れてみたいと思えるような内容とし、来訪者の増加への寄与が見込まれるものとする。

ウ) 制作本数は、2本以上とし、海外市場に的確に訴求できるものとする。対象国の設定が必要な場合は、当機構と協議の上確定させること。

エ) 動画再生時間は、原則 30 秒、90 秒、180 秒を目安とすること。

オ) 本事業において目標とする動画視聴回数（後述）を達成するために、動画そのものの訴求力が重要であることを念頭に置いて制作に取り組むこと。

《参考》

・九州観光プロモーション動画（2017 年度当機構制作） https://www.youtube.com/watch?v=h_ULwILc1kM

・台湾観光プロモーション動画（台湾 交通部観光） https://www.youtube.com/watch?v=qN_-Dk8iufI

カ) 動画制作にあたって必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

キ) ウェブサイトや YouTube 等で再生可能なファイル形式とすること。

ク) 制作した動画コンテンツは、国内や海外における旅行博でも使用する為、オーサリングを行うこと。

ケ) 動画タイトル等は、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザイン及び政策した動画上への配置を行うこと。

コ) 字幕やナレーション等言葉の無い動画で視覚的に訴求可能な動画とすること。但し、字幕やナレーションを利用する手法が最適な場合、当機構と協議のうえ、対応言語等を決定すること。

② 動画配信について

ア) 上記①で制作した動画コンテンツ（以下、動画）を、九州ブランドの浸透、拡散性を確保するため、

YouTube を活用して配信すること。

イ) YouTube を利用する潜在的な旅行者へ訴求するため、動画広告等を活用し、対象国・地域の視聴者に対して展開すること。

ウ) 動画のタイトル、説明、タグ、カテゴリ、公開範囲、サムネイル等の必要な設定を効果的に行うこと。

③ 配信時期

ア) 詳細については協議のうえ決定することとする。配信にあたっては、事前に広告配信スケジュールを策定すること。

④ 効果測定及び報告事業等

ア) 本事業について広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）分析数値を当機構の求めに応じて報告すること。又、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を協議し実施すること。

イ) 動画の視聴回数は、委託期間中にした 50 万回以上の視聴再生回数を目標とすること。

⑤ その他

ア) 各事業に係る撮影、編集、ウェブサイト制作・運用、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこととする。

イ) 事業上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等撮影及び動画配信の許可を得ること。

ウ) Google アドワーズのカスタマーID とパスワードを開示すること。

エ) 可能な限り、リマーケティングタグ※を設定することとし、アクセス者の解析をするための「見込み客リスト」を蓄積すること。

オ) 媒体費と運用レポート費を別立てとすること。

※リマーケティングタグ：特定の動画やウェブサイトを視聴・閲覧したことのあるインターネット利用者に対して、広告を表示できる機能のこと

(4) 九州ブランドイメージを伝えるウェブサイト制作・運用事業

・九州ブランドロゴ、コンセプト、ステートメントにおける意味や考え方を伝えるウェブサイトの制作・運営を行う。制作にあたっては、事前に案を提出し、了承を得ることとする。また、以下の点に留意すること。

① ウェブサイトの制作

ア) 閲覧者がウェブサイトに興味・関心を持ち、九州ブランドの認知向上に繋がるよう工夫すること。

イ) ウェブサイトの言語は、日本語、英語とすること。

ウ) 当機構が契約しているサーバを利用すること。

エ) スマートフォン及びパソコン（タブレット）での表示に適した形式とすること。

② ウェブサイトの運用

ウェブサイトの運用にあたっては、以下の点を遵守すること。

ア) 不具合が生じた場合を想定し、当機構と受託者の連絡体制を構築し、すみやかにトラブルの原因を解消すること。

イ) 本仕様書で制作したウェブサイトは、他事業者でも運営保守が行えるようにすること。

5 委託料上限額

7,992,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 成果品

- (1) 九州ブランド向上施策事業 事業報告書（A4 版冊子）1 部、及び電子ファイル（word、PDF 等）一式
ブランドマニュアル冊子(5 冊)、及びその電子ファイル（word、PDF 等）一式
- (2) 九州観光プロモーション動画一式（データ）
※納品のファイル形式については、協議のうえ確定させる
- (3) 九州の魅力、又ブランドを伝える Web サイトコンテンツ一式
※サーバは、現在運営している当機構ホームページと同じとする
- (4) その他、上記に付随するデジタルデータ

7 受託事業の実施体制

受託者において、4（1）～（4）を実施するものとする。

8 その他留意事項

- ・第二期九州観光戦略に基づいて推進するブランドイメージ戦略を意識した提案とすること。
- ・本事業実施にあたって、関係者との連絡・調整を行うこと。
- ・可能な限り事業の成果の把握に努めこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、当機構と協議し、その指示に従うこと。
- ・事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、当機構との協議により変更することがある。
- ・本事業で得られたデータ等については、当機構に帰属し、当局の許可なくして使用・流用してはならない。
- ・本事業の制作物及び二次的著作物の著作権は、当機構に属するものとする。
- ・本事業の実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、当機構の承認を得ること。
- ・事業の詳細について当機構と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ・事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、に提出すること。
- ・事業の実施にあたっては、九州の観光産業振興全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

9 監督職員

一般社団法人 九州観光推進機構